

入 札 説 明 書

国立劇場再整備等事業（以下「本事業」という。）に係る入札公告に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書（添付資料を含む。以下「本入札説明書」という。）によるものとする。

本入札説明書は、独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「振興会」という。）が令和3年11月10日に公表した「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針」（添付資料を含む。以下「実施方針」という。）及び実施方針に対する質問又は意見等及び回答（以下「質問回答等」という。）並びに令和4年12月20日に公表した「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針の一部変更」（以下「実施方針の一部変更」といい、実施方針及び質問回答等並びに実施方針の一部変更を「実施方針等」という。）を反映したものである。なお、本入札説明書と実施方針等に相違がある場合は、本入札説明書の規定内容が優先するものとする。

本入札説明書に記載がない事項については、本入札説明書に対する質問・回答によるものとし、応募者はこれらを踏まえ、入札等に必要な手続を行うこと。

1. 公告日 令和5年2月3日

2. 契約担当役

独立行政法人日本芸術文化振興会 理事長 河村 潤子
東京都千代田区隼町4-1

3. 事業概要

(1) 事業名称 国立劇場再整備等事業

(2) 事業の対象となる公共施設等の名称及び種類

- ① 名称 新たな国立劇場（仮称）、国立能楽堂
- ② 種類 教育文化施設（劇場）

(3) 事業場所 東京都千代田区隼町4-1他

(4) 事業内容

本事業は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第7条に基づき選定された事業として、開札の結果、本事業を実施する者として選定された落札者が、振興会との間に本事業の円滑な実施に必要な基本事項を定めた基本協定を締結し、基本協定の定めにより本事業の遂行のみを目的とした会社法（平成17年法律第86号）に定められる株式会社（以下「事業者」という。）を設立のうえ、特定事業を実施する。

事業者は提案に基づき、いわゆるBTO（Build-Transfer-Operate）方式により、事業敷地に現存する国立劇場本館等（以下、敷地内のすべての建物を「既

存施設」という。)、既存工作物及び外構(以下、既存施設と既存工作物、外構を総称して「既存施設等」という。)の解体撤去等を含む新たな国立劇場(以下「国立劇場」という。)の施設整備(設計、建設等)及び維持管理・運営を実施する。なお、国立能楽堂における一部の運営もO(Operate)方式により併せて実施する。

また、事業者は本事業の付帯事業として国立劇場に係る未利用容積を活用し、劇場機能と相乗効果を発揮し、本事業の事業目的に寄与する自らの施設(以下「民間収益施設」という。)を国立劇場と合築して整備し、運営する。

(5) 特定事業の業務内容

特定事業として事業者が実施する業務は次の①から③に掲げるものとする。

① 施設整備業務

ア 国立劇場施設整備業務

国立劇場の施設整備につき、以下の業務を行う。

- a. 設計業務(設計及び必要となる調査、手続等)
- b. 建設業務(工事及び必要となる調査、手続、電波障害対策工事等)
- c. 工事監理業務(工事監理等)

イ 既存施設等の解体撤去業務

既存施設等の解体撤去につき、以下の業務を行う。

- a. 設計業務(解体撤去図の作成及び必要となる調査、手続等)
- b. 建設業務(解体工事及び必要となる調査、手続等)

ウ 既存樹木の移植業務(移植のための既存樹木の管理等を含む)

事業敷地内の樹木の移植につき、以下の業務を行う。

- a. 設計業務(移植樹木の外構図の作成及び必要となる調査、手続等)
- b. 建設業務(樹木移植工事及び必要となる調査、手続等)

② 維持管理業務

国立劇場で行う業務については、令和11年12月1日から、令和31年3月31日まで行う。詳細は業務要求水準書(資料-2)を参照すること。

- ア 定期点検等及び保守業務
- イ 舞台関係設備の定期点検等及び保守業務
- ウ 運転・監視及び日常点検・保守業務
- エ 清掃業務
- オ 作業環境測定業務
- カ 修繕業務
- キ 什器・備品調達業務

③ 運営業務

国立能楽堂で行う業務は、令和6年4月1日から、国立劇場で行う業務については、令和11年12月1日から、令和31年3月31日まで行う。(国立劇場に係る一部の運営業務は、令和6年4月1日から開始する。)

詳細は【資料－２】「業務要求水準書」を参照すること。

- ア 警備業務
- イ 来場者サービス支援業務
- ウ チケット販売支援業務
- エ 公演記録支援業務
- オ 普及発信施設の運営支援業務
- カ 冊子作成・配送等支援業務
- キ 振興会の事務支援業務
- ク 開業準備支援業務
- ケ 飲食・物販等サービス提供業務

(6) 提供される業務の要求水準

【資料－２】「業務要求水準書」による。

(7) 事業期間等

① 本事業の事業期間

振興会と事業者との間で締結する本事業の実施に関する契約（以下「事業契約」という。）の締結日から令和31年3月31日までの期間（約25年間）とする。

② 本事業に係る今後のスケジュールは以下のとおりである。

令和5年2月3日	入札公告
令和5年2月3日～令和5年3月9日	入札公告に係る資料の交付
令和5年2月3日～令和5年2月15日	本入札説明書に関する第1回質問受付期間
令和5年3月1日	本入札説明書に関する第1回質問回答の公表
令和5年2月3日～令和5年3月7日	本入札説明書に関する第2回質問（参加資格関係以外）受付期間
令和5年2月3日～令和5年3月9日	第一次審査資料の受付期間
令和5年3月24日	第一次審査結果の通知
令和5年3月31日	本入札説明書に関する第2回質問（参加資格関係以外）回答の公表
令和5年3月24日～令和5年4月4日	競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明の受付期間
令和5年4月12日	競争参加資格がないと認められた者に対する理由の回答
令和5年6月5日～令和5年6月7日	入札書及び第二次審査資料の受付期間
令和5年6月8日	開札

※開札の結果、再度入札となった場合は以後の日程が変わることがある。	
令和5年7月下旬	第二次審査資料のヒアリング
令和5年8月下旬	落札者の選定
令和5年9月上旬	落札者との基本協定の締結
令和5年11月頃	事業契約の締結
令和6年4月1日	国立能楽堂における運營業務開始
令和11年11月30日	国立劇場の引渡し
令和11年12月1日	国立劇場における維持管理・運營業務開始 (国立劇場に係る一部の運營業務は、令和6年4月1日から開始する。)
令和31年3月31日	本事業終了

(8) 本事業の付帯事業（民間収益施設）

事業者は、PFI方式による本事業の付帯事業として、国立劇場に係る未利用容積を活用して民間収益施設を整備し、運営するものとする。

これにあたり、振興会は定められた期間の終了時まで事業者に事業敷地を貸し付ける。

付帯事業は、付帯事業を担う構成員若しくは協力企業又はこれらの企業が代表して組成する法人（以下「民間収益事業者」という。）を通じて、事業者が自らの費用と責任において実施するものであり、振興会の業務及び国立劇場の整備・運営等に及ぼすリスク等を排除するとともに、本事業の重要性に鑑み、長期・安定的に実施できる事業内容を基本とする。

民間収益施設は、劇場機能と相乗効果を発揮し、国立劇場の更なる魅力の向上・利便性の向上に寄与する用途、伝統芸能や美術工芸品など日本の文化を国の内外に情報発信する文化観光拠点としての用途、周辺環境と調和した地域の賑わい創出等に寄与する用途等とする。

詳細については、【資料－3】「付帯事業の実施条件」によるものとする。

4. 競争参加資格

(1) 応募者の構成

- ① 応募者は、3.(5)①から③までに掲げる業務及び付帯事業を実施することを予定する複数の企業によって構成されるグループであること。
- ② 応募者を構成する企業の全部又は一部は、基本協定の締結後に会社法に定められる株式会社として設立する事業者に出資を行うこと（以下、応募者を構成する企業のうち、事業者に出資を行う者を「構成員」、出資を行わない者を「協力企業」という。）。

また、事業者の株主は、次のア及びイの要件を満たすこと。

ア 構成員である株主が事業者の株主総会における全議決権の2分の1を超

える議決権を保有し、かつ、構成員以外の株主の議決権保有割合が株主中最大とならないこと。

イ 事業者の株主は、原則として本事業の事業契約が終了するまで事業者の株式を保有することとし、振興会の事前の書類等による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

③ 構成員の中から応募者を代表する企業（以下「代表企業」という。）を定め、当該代表企業が応募手続を行うこととし、代表企業は応募者を構成する企業すべてにおいて4（1）及び（2）が担保されていることを確認すること。

④ 応募にあたり、応募者を構成する企業それぞれが、事業者から直接業務を受託し又は請け負うこととし、以下のいずれかの業務に携わることを明らかにすること。

ア 設計業務（3.（5）①施設整備業務）

イ 建設業務（3.（5）①施設整備業務）

ウ 工事監理業務（3.（5）①施設整備業務）

エ 維持管理業務（3.（5）②維持管理業務）

オ 運営業務（3.（5）③運営業務）

カ 付帯事業

なお、一者が複数の業務を兼ねて実施すること、業務範囲を明確にしたうえで各業務を複数の者が行うことは差し支えない。ただし、同一の者又は相互に資本面又は人事面において関連のある者が建設業務と工事監理業務を実施することはできない。

⑤ 応募者を構成する企業の変更は認めない。ただし、令和5年5月31日までの期間に限り、応募者を構成する企業を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、振興会と協議するものとし、その事情を検討のうえ振興会が認めた場合はこの限りでない。

⑥ 応募者を構成する企業のいずれかが、他の応募者を構成する企業でないこと。

⑦ 舞台関連設備（舞台機構設備、舞台照明設備、舞台音響設備）の施設整備及び維持管理業務を自社で行う企業は、落札決定までいずれの応募者の構成員、協力企業にもなってはならない。

このため、前掲の④において、応募者を構成する企業として舞台関連設備の施設整備及び維持管理業務の業務を自社で行う企業は記載しないこと。

⑧ 応募者を構成する企業のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の応募者を構成する企業でないこと。ただし、当該応募者の協力企業と資本又は人的関係のある者が他の応募者の協力企業である場合を除く。

⑨ 前掲の④における「資本面又は人事面において関連のある者」及び⑧における「資本関係又は人的関係のある者」とは、次のアからウまでのいずれかに該当する者をいう。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

（A）子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定

する子会社等をいう。(B)において同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。(B)において同じ。)の関係にある場合
(B) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(A)については、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

(A) 一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

a. 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

① 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

② 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

③ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

④ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

b. 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c. 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)

d. 組合(共同企業体等を含む。以下同じ。)の理事

e. その他の業務を執行する者であつて、aからdまでに掲げる者に準ずる者

(B) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下単に「管財人」という。)を現に兼ねている場合

(C) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合。その他ア又はイと同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(2) 応募者を構成する企業に共通の参加資格要件

① 独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程第16条及び第17条の規定に該当しない者であること。代理人においても同様とする。なお、未成年者、被

保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同規程第 16 条中の「特別の理由がある場合」に該当するものとする。

- ② P F I 法第 9 条に定めのある、欠格事由に該当しない者であること。
- ③ 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- ④ 第一次審査資料の提出期限の日から落札者の決定の時までの期間に、振興会、文部科学省又は文部科学省の関係機関から取引停止又は指名停止の処分を受けていないこと。ただし、指名停止期間が 2 週間以下のものであり、かつ法令違反を根拠とするものでない場合はこの限りでない。
- ⑤ 振興会が本事業に関する検討を委託（再委託企業を含む。）した P w C アドバイザリー合同会社（その再委託企業である株式会社 U G 都市建築、大和不動産鑑定株式会社及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所）並びに有限会社香山建築研究所及び株式会社山下 P M C（その再委託企業である株式会社環境エンジニアリング、有限会社空間創造研究所、株式会社 K I P、株式会社永田音響設計及び株式会社協和建築積算事務所）と資本又は人事面において関連がある者でないこと。
- ⑥ 振興会が設置する「国立劇場再整備等事業有識者委員会」（以下「有識者委員会」という。）の委員が属する企業又はその企業と資本面又は人事面において関連がある者でないこと。なお、有識者委員会の委員構成は 18.（2）による。
- ⑦ ⑤及び⑥において、「資本面又は人事面において関連がある者」とは、前掲の 4.（1）⑨に同じ。
- ⑧ ⑤及び⑥に定める者に対し本事業の提案に係る提案支援等の業務を委託していないこと。
- ⑨ 最近 1 年間の国税（法人税、消費税及び地方消費税）を滞納していないこと。
- ⑩ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。振興会が定める「反社会的勢力排除に関する誓約事項」（資料－7）に誓約できる者であること。

（3）設計企業の参加資格要件

応募者を構成する企業のうち設計業務を実施する者（以下「設計企業」という。）は、次の①から⑧までの要件を満たすこと。

- ① 文部科学省における令和 3・4 年度（2021・2022 年度）における設計・コンサルティング業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること、並びに文部科学省に対して令和 5・6 年度（2023・2024 年度）における設計・コンサルティング業務に係る一般競争（指名競争）参加資格審査の申請を行い、令和 5・6 年度（2023・2024 年度）における認定通知書を受領したときは速やかに同認定通知書の写しを提出すること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再

生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争入札参加資格の再認定を受けていること。)

なお、令和5・6年度(2023・2024年度)における認定通知書の写しは、入札書提出期限までに提出するものとし、期限までに提出しなかった応募者の入札は無効とする。

- ② 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。
- ③ 設計業務を複数の設計企業が行う場合にあつては、いずれの設計企業においても①及び②を満たしていること。
- ④ 「分担業務分野」の分類は下表によること。

なお、提出者においてこれ以外にランドスケープデザイン、インテリアデザイン、建築物の外観等の視覚的要素のデザインその他の独立した専門的分野を追加することは差し支えないが、その場合は、新たに追加する分担業務分野、当該分野の具体的な業務内容及び当該分野を追加する理由等を明確にすること。

また、下表の分担業務分野を分割して新たな分野として設定してはならない。

分担業務分野	業務内容
総合分野	平成31年国土交通省告示第98号別添一第1項第一号及び第二号において示される「設計の種類」における「総合」に係るもの
構造分野	同上「構造」に係るもの
電気設備分野	同上「設備」のうち、「電気設備」に係るもの
機械設備分野	同上「設備」のうち、「給排水衛生設備」、「空調換気設備」及び「昇降機等」に係るもの

- ⑤ 次に示す業務を実施する管理技術者及び主任担当技術者を配置できること。
また、④に示す分担業務分野以外の分野を追加する場合は、当該分担業務分野の主任担当技術者を配置できること。
ア 管理技術者については、設計業務の技術上の管理及び統括に関する業務。
イ 各分担業務分野の主任担当技術者については、管理技術者のもとで各分担業務分野における担当技術者を総括する業務。
- ⑥ 管理技術者及び総合分野の主任担当技術者は、同一の設計企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的な雇用関係とは第一次審査資料の提出期限の日以前に3か月以上の雇用関係があることをいう。
- ⑦ 管理技術者は建築士法第2条第2項に規定する一級建築士であり、第一次審査資料の提出期限の日において建築士法第22条の2に定める期間内に同条に定める定期講習を受講していること(ただし、建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38号)第17条の37第1項1一級建築士定期講習の項イに該当する場合を除く。)
- ⑧ 管理技術者及び各分担業務分野の主任担当技術者は、次に掲げる要件を満

たすこと。

ア 平成14年4月1日以降の業務実績を有する者であること。なお、それぞれ本業務において担当する各分担業務分野（管理技術者の場合は前掲⑤アの分野も含む。）での実績に限る。ただし、管理技術者又はこれと同等の立場としての業務の実績を有する場合は、当該業務の総合分野についても業務の実績を有することとして扱うことができる。

イ 平成14年4月1日以降の業務実績とは、平成14年4月1日以降、第一次審査資料の提出期限の日までに業務の契約履行が完了した設計業務の実績をいう。

ウ 携わった実績については、次のエのうち、管理技術者、総合主任担当技術者及び構造主任担当技術者にあつては（A）の、電気設備主任担当技術者及び機械設備主任担当技術者にあつては（B）の項目に該当する実績を有していること。

エ 実績要件④に示す以外の主任担当技術者を除く）

（A）管理技術者、総合主任担当技術者、構造主任担当技術者

次のa. からe. までのすべてを満たす建築物の新築又は増築（増築にあつては増築部分）の基本設計及び実施設計業務

a. 構造 鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造

b. 規模 1棟で延べ面積15,000㎡以上

c. 階数 地上3階以上かつ地下1階以上

d. 用途 文化・交流施設（劇場、映画館、演芸場、美術館、博物館、図書館、研修所、公民館、集会場、コミュニティセンター等をいう。）

又はこれらのいずれかを含む複合用途施設。ただし、冠婚葬祭場を除くものとする。

複合用途施設は、文化・交流施設の用途に係る部分の床面積の合計（用途に係る共用部分を含む。）が、b. 規模に示す面積（各技術者等ごとに指定された面積）の1/2以上を占めるものとする。

増築の場合、「延べ面積」を「増築部分の床面積の合計」と読み替える。

e. 上記a. からd. までは同一業務の実績であること。

（B）電気設備主任担当技術者、機械設備主任担当技術者

次のa. からc. までのすべてを満たす建築物の新築又は増築（増築にあつては増築部分）の基本設計及び実施設計業務

a. 規模 （A）b. に同じ

b. 用途 （A）d. に同じ

c. 上記a. からb. までは同一業務の実績であること。

オ 管理技術者及び各分担業務分野の主任担当技術者は、それぞれ1名とし、互いに兼務することは認めない。また、第一次審査資料提出時点において、管理技術者又は各主任担当技術者を決定できないことにより、複数名の候補者をもって第一次審査資料を提出することは支障ないが、いずれの候補者についてもアからエまでの要件を満たしていなければならない。

(4) 建設企業の参加資格要件

応募者を構成する企業のうち建設業務を実施する者（以下「建設企業」という。）は、次の①から④までの要件を満たすこと。

- ① 文部科学省における令和3・4年度（2021・2022年度）の次のアからウに係る工事の一般競争参加者の資格を有し、点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記2の点数）がアからウに示す点数以上であること、並びに文部科学省に対して令和5・6年度（2023・2024年度）の次のアからウに係る工事の一般競争参加者の資格審査の申請を行い、令和5・6年度（2023・2024年度）において次のアからウに係る工事の一般競争参加者の資格を有し、点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記2の点数）がアからウに示す点数以上であることを示す認定通知書を受領したときは速やかに同認定通知書の写しを提出すること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

なお、令和5・6年度（2023・2024年度）における認定通知書の写しは、入札書提出期限までに提出するものとし、期限までに提出しなかった応募者の入札は無効とする。

ア 建築一式工事	1,200 点以上
イ 電気工事	1,100 点以上
ウ 管工事	1,100 点以上

- ② 建設業務を複数の建設企業が行う場合にあっては、いずれの企業においても①を満たしていること。
- ③ 次のアからエまでのいずれかの要件を満たしていること。

ア 平成14年4月1日以降、第一次審査資料の提出期限の日までに元請として完成・引渡し完了した、次の(A)から(C)までの要件を満たす工事（以下「同種工事の実績」という。）の施工実績を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。ただし、記載した同種工事の施工に携わったことが確認できる工事に限る。

(A) 工事種別 建築一式工事

次のa. からe. までの要件をすべて満たす工事（建築物の建築一式（躯体、外装、内装のすべてを含む新築又は増築（増築にあっては増築部分とする。））工事）の施工実績を有すること。

- a. 構造 鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造
- b. 規模 1棟で延べ面積15,000㎡以上
- c. 階数 地上3階以上かつ地下1階以上
- d. 用途 (3)⑧エ(A)d.に同じ
- e. 上記a. からd. までは同一工事の施工実績であること。

(B) 工事種別 電気工事

次のa. からe. までの要件をすべて満たす新設の電気工事（工事

種目についての一式工事（機器、機材、配管配線等の施工及び試験調整を含む。))の施工実績を有すること。

- a. 規模 (A) b. に同じ
- b. 階数 地上3階以上
- c. 用途 (A) d. に同じ
- d. 工事種目 電灯設備及び火災報知設備
- e. 上記a. からd. までは同一工事の施工実績であること。

なお、電灯設備と火災報知設備が別々の電気工事の実績であってもよいが、それぞれ上記a. からc. すべての条件を満たす工事とする。

(C) 工事種別 管工事

次のa. からe. までの要件をすべて満たす新設の管工事（工事種目についての一式工事（機器、機材、冷水又は冷温水配管、ダクト等の施工及び試験調整を含む。))の施工実績を有すること。

- a. 規模 (A) b. に同じ
- b. 階数 (B) b. に同じ
- c. 用途 (A) d. に同じ
- d. 工事種目 空気調和設備及び給排水設備
- e. 上記a. からd. までは同一工事の施工実績であること。

なお、空気調和設備と給排水設備が別々の管工事の実績であってもよいが、それぞれ上記a. からc. すべての条件を満たす工事とする。

イ 経常建設共同企業体においては、当該経常建設共同企業体の構成員のうち1者は「同種工事の実績」を有し、その他経常建設共同企業体の構成員（以下「その他構成員」という。）は平成14年4月1日以降に元請として完成・引渡し完了した次の(A)から(C)までの要件を満たす工事の施工実績（以下「その他構成員の実績」という。）を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。また、異工種建設共同企業体の場合の構成員の実績は、協定書により確認できるものに限る。

(A) 工事種別 建築一式工事

次のa. からe. の要件をすべて満たす工事（建築物の建築一式（躯体、外装、内装のすべてを含む新築又は増築（増築にあつては増築部分とする。))工事）の施工実績を有すること。

- a. 構造 鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造
- b. 規模 1棟で延べ面積7,500㎡以上
- c. 階数 地上3階以上
- d. 用途 (3) ⑧エ (A) d. に同じ
- e. 上記a. からd. までは同一工事の施工実績であること。

(B) 工事種別 電気工事

次のa. からe. の要件をすべて満たす新設の電気工事（工事種目についての一式工事（機器、機材、配管配線等の施工及び試験調整を含む。))の施工実績を有すること。

- a. 規模 (A) b. に同じ
- b. 階数 (A) c. に同じ
- c. 用途 (A) d. に同じ
- d. 工事種目 電灯設備
- e. 上記 a. から d. までは同一工事の施工実績であること。

(C) 工事種別 管工事

次の a. から e. の要件をすべて満たす新設の管工事（工事種目についての一式工事（機器、機材、冷水又は冷温水配管、ダクト等の施工及び試験調整を含む。））の施工実績を有すること。

- a. 規模 (A) b. に同じ
- b. 階数 (A) c. に同じ
- c. 用途 (A) d. に同じ
- d. 工事種目 空気調和設備又は給排水設備
- e. 上記 a. から d. までは同一工事の施工実績であること。

ウ 複数の建設企業が前掲アの (A) から (C) までの工事種別ごとに分担する場合は、各々分担する工事種別について同種工事の実績を有すること。また、電気工事又は管工事で工事種目を分割して工事を分担する場合も、それぞれ分割する工事種目ごとに同種工事の実績を有すること。

エ 複数の建設企業が同一工事種別の工事を共同して行う場合又は工区を分割して工事を分担する場合は、1 者が同種工事の実績を有し、その他の建設企業は、前掲イの (A) から (C) の実績を有すること。

- ④ 次のアからウに掲げる基準を満たす監理技術者又は主任技術者（以下「配置予定技術者」という。）を、当該工事に専任で配置できること。ただし、事業契約締結日から工事の始期までの間は、配置予定技術者の配置を要しない。

なお、第一次審査資料提出時点において、配置予定技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって第一次審査資料を提出することは支障ないが、いずれの候補者についても次の要件を満たしていなければならない。

ア 工事種別 建築一式工事

(A) 配置予定技術者は 1 級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは次のとおりである。

- a. 一級建築士の免許を有する者
- b. 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 15 条第 2 号イ又はロに掲げる者と同等以上の資格を有するものとして国土交通大臣の認定を受けた者

(B) 平成 14 年 4 月 1 日以降、第一次審査資料の提出期限の日までに元請として完成・引渡し完了した、次の a. から e. までの要件をすべて満たす工事（建築物の建築一式（躯体、外装、内装のすべてを含む新築又は増築（増築にあつては増築部分とする。））工事）の施工経験を有すること。ただし、記載した同種工事の経験に携わったことが確認できる工事に限る。

- a. 構造 鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造
- b. 規模 1棟で延べ面積7,500㎡以上
- c. 階数 地上3階以上
- d. 用途 (3)⑧エ(A) d. に同じ
- e. 上記a. からd. までは同一工事の施工実績であること。

(C) 配置予定技術者が監理技術者の場合は、監理技術者資格者証を有し、監理技術者講習を修了している者であること。

(D) 配置予定技術者は、建設企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的な雇用関係とは第一次審査資料の提出期限の日以前に3か月以上の雇用関係があることをいう。

イ 工事種別 電気工事

(A) 配置予定技術者は1級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは次のとおり。

- a. 技術士（電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門又は建設部門に係る者に限る。))に合格した者。
- b. 国土交通大臣が1級電気工事施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者。

(B) 平成14年4月1日以降、第一次審査資料の提出期限の日までに元請として完成・引渡し完了した、次のa. からe. までの要件をすべて満たす新設の電気工事（工事種目についての一式工事（機器、機材、配管配線等の施工及び試験調整を含む。))の施工経験を有すること。ただし、記載した同種工事の経験に携わったことが確認できる工事に限る。

- a. 規模 ア(B) b. に同じ
- b. 階数 ア(B) c. に同じ
- c. 用途 ア(B) d. に同じ
- d. 工事種目 電灯設備
- e. 上記a. からd. までは同一工事の施工実績であること。

(C) ア(C)に同じ。

(D) ア(D)に同じ。

ウ 工事種別 管工事

(A) 配置予定技術者は1級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のとおり。

- a. 技術士（機械部門（選択科目を「流体力学」又は「熱工学」とする者に限る。）、上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体力学」、「熱工学」又は上下水道部門若しくは衛生工学部門に係る者に限る。))に合格した者。並びに「技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成15年文部科学省令第36号）」による改正前の技術士（機械部門（選択科目を「流体機械」又は「暖冷房及び冷

凍機械」とする者に限る。)、水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門(選択科目を「流体機械」、「暖冷房及び冷凍機械」又は水道部門若しくは衛生工学部門に係る者に限る。))に合格した者。

b. 国土交通大臣若しくは建設大臣が建設業法第15条第2号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者。

(B) 平成14年4月1日以降、第一次審査資料の提出期限の日までに元請として完成・引渡し完了した、次のa. からe. までの要件をすべて満たす新設の管工事(工事種目についての一式工事(機器、機材、冷水又は冷温水配管、ダクト等の施工及び試験調整を含む。))の施工経験を有すること。ただし、記載した同種工事の経験に携わったことが確認できる工事に限る。

a. 規模 ア(B) b. に同じ

b. 階数 ア(B) c. に同じ

c. 用途 ア(B) d. に同じ

d. 工事種目 空気調和設備又は給排水設備

e. 上記a. からd. までは同一工事の施工実績であること。

(C) ア(C)に同じ。

(D) ア(D)に同じ。

(5) 工事監理企業の参加資格要件

応募者を構成する企業のうち工事監理業務を実施する者(以下「工事監理企業」という。)は、次の①から⑧までの要件を満たすこと。

① 文部科学省における令和3・4年度(2021・2022年度)における設計・コンサルティング業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること、並びに文部科学省に対して令和5・6年度(2023・2024年度)における設計・コンサルティング業務に係る一般競争(指名競争)参加資格審査の申請を行い、令和5・6年度(2023・2024年度)における認定通知書を受領したときは速やかに同認定通知書の写しを提出すること(会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争入札参加資格の再認定を受けていること。)

なお、令和5・6年度(2023・2024年度)における認定通知書の写しは、入札書提出期限までに提出するものとし、期限までに提出しなかった応募者の入札は無効とする。

② 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規程に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。

③ 工事監理業務を複数の工事監理企業が行う場合は、いずれの工事監理企業においても①及び②を満たしている者であること。

④ 「分担業務分野」の分類は、下表によること。なお、下表の分担業務分野を分割して新たな分野として設定してはならない。

分担業務分野	業務内容
建築	平成 31 年国土交通省告示第 98 号別添一第 1 項第二号ロ (1) において示される「設計の種類」における「総合」に 定める成果図書に基づき行う工事監理業務
構造	同上「構造」に係るもの
電気設備	同上「設備」のうち、「電気設備」に係るもの
機械設備	同上「設備」のうち、「給排水衛生設備」、「空調換気設備」及び 「昇降機等」に係るもの

- ⑤ 次に示す業務を実施する管理技術者及び各主任担当技術者を配置できること。
- ア 管理技術者については、工事監理業務の技術上の管理及び統括に関する業務
- イ 各分担業務分野の主任担当技術者については、管理技術者のもとで各分担業務分野における担当技術者を統括する業務
- ⑥ 管理技術者、建築主任担当技術者は、同一の工事監理企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的な雇用関係とは第一次審査資料の提出期限の日以前に 3 か月以上の雇用関係があることをいう。
- ⑦ 管理技術者は建築士法第 2 条第 2 項に規定する一級建築士であり、第一次審査資料の提出時点において建築士法第 22 条の 2 に定める期間内に同条に定める定期講習を受講していること（ただし、建築士法施行規則第 17 条の 37 第 1 項 1 一級建築士定期講習の項イに該当する場合を除く。）。
- ⑧ 次に示す要件を満たす管理技術者及び各主任担当技術者を配置できること。なお、管理技術者は前掲（3）⑤の設計企業で配置する管理技術者との兼務は認めない。
- ア 平成 14 年 4 月 1 日以降の業務実績を有する者であること。なお、それぞれ本業務において担当する各分担業務分野での実績に限る。
- イ 平成 14 年 4 月 1 日以降の業務実績とは、平成 14 年 4 月 1 日以降、第一次審査資料の提出期限の日までに業務の契約履行が完了した次のエに示す実績をいう（施設の完成及び引渡し完了したものであって新築又は増築の工事監理業務の実績に限る。）。
- ウ 携わった実績については、次のエのうち、管理技術者並びに建築主任担当技術者及び構造主任担当技術者にあっては（A）の、電気設備主任担当技術者にあっては（B）の、機械設備主任担当技術者にあっては（C）の項目に該当する実績を有していること。
- エ 実績要件
- （A）管理技術者、建築主任担当技術者、構造主任担当技術者
- 次の a. から e. までのすべてを満たす工事監理業務の実績を有すること。なお、管理技術者については、躯体、外装、内装のほか、電気設備、機械設備及び昇降機設備のいずれも一式工事の業務実績を有すること。建築主任担当技術者については、躯体、外装及び内装を含

む業務実績をそれぞれ有すること。

- a. 構造 鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造
- b. 規模 1棟で延べ面積 15,000 m²以上
- c. 階数 地上3階以上かつ地下1階以上
- d. 用途 (3) ⑧エ (A) d. に同じ
- e. 上記 a. から d. までは同一工事の施工実績であること。

(B) 電気設備主任担当技術者

次の a. から c. の要件をすべて満たす新設の電気工事（工事種目についての一式工事（機器、機材、配管配線等の施工及び試験調整を含む。)) の業務実績を有すること。

- a. 規模 1棟で延べ面積 7,500 m²以上
- b. 用途 (A) d. に同じ
- c. 上記 a. から b. までは同一工事の業務実績であること。

(C) 機械設備主任担当技術者

次の a. から c. の要件をすべて満たす新設の管工事（工事種目についての一式工事（機器、機材、冷水又は冷温水配管、ダクト等の施工及び試験調整を含む。)) の業務実績を有すること。

- a. 規模 (B) a. に同じ
- b. 用途 (A) d. に同じ
- c. 上記 a. から b. までは同一工事の業務実績であること。

オ 管理技術者と各分担業務分野の主任担当技術者は、それぞれ1名とし、互いに兼務することは認めない。また、第一次審査資料提出時点において、管理技術者又は各主任担当技術者を決定できないことにより、複数名の候補者をもって第一次審査資料を提出することは支障ないが、いずれの候補者についてもアからエまでの要件を満たしていなければならない。

(6) 維持管理企業の参加資格要件

応募者を構成する企業のうち維持管理業務を実施する者（以下「維持管理企業」という。）は、次の①から③までの要件を満たすこと。

- ① 維持管理企業は入札公告時において、令和 04・05・06 年度一般競争（指名競争）入札参加資格（全省庁共通）審査において、「役務の提供等（建物管理等各種保守管理）」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされ、「関東・甲信越」地域の競争参加資格を有する者であること。
- ② 維持管理業務を行うにあたって必要な資格（許可・登録・認定等）を有すること。
- ③ 維持管理業務を複数の維持管理企業が行う場合は、いずれの維持管理企業においても①及び②を満たしていること。

(7) 運営企業の参加資格要件

応募者を構成する企業のうち運営業務を実施する者（以下「運営企業」という。）は、次の①から④までの要件を満たすこと。

- ① 運営企業は、入札公告時において、令和 04・05・06 年度一般競争（指名競争）入札参加資格（全省庁共通）審査において、「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされ、「関東・甲信越」地域の競争参加資格を有する者であること。
- ② 運營業務を行うにあたって必要な資格（許可・登録・認定等）を有すること。
- ③ 運營業務を複数の運営企業が行う場合は、いずれの運営企業においても①及び②の要件を満たしていること。
- ④ 警備業務に携わる運営企業は、警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）第 4 条に基づく認定を有する者であること。

(8) 付帯事業の参加資格要件

応募者を構成する企業のうち付帯事業を実施する民間収益事業者は、次の要件を満たすこと。

- ① 平成 14 年 4 月 1 日以降、第一次審査資料の提出期限の日までに、ホテル及びオフィスを含む、延べ面積 50,000 m²以上の複合施設開発に不動産開発事業者（施行者・都市計画提案者又はこれに準ずる立場）として関与した実績を有すること。なお、各実績は、第一次審査資料の提出期限の日において、当該事業の建設工事に着工していることを条件とし、「これに準ずる立場」とは、例えば、市街地再開発組合における参加組合員又は事業協力者等の立場で、開発計画の企画や関係行政等との協議・調整等の不動産開発事業の実務に携わったことを客観的に確認できる者をいう。
- ② 付帯事業を複数の企業が行う場合にあっては、いずれかの企業が①を満たしていることで足りるものとする。

5. 担当部課

〒102-8656 東京都千代田区隼町 4-1

独立行政法人日本芸術文化振興会 財務企画部国立劇場再整備担当室

電話 03-3265-6319

6. 第一次審査資料の提出

- (1) 応募者は、本件入札に参加することを表明し、4. に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、入札参加表明書、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料（以下「第一次審査資料」という。）を提出し、振興会より競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。第一次審査資料の提出時において、4. (3) ①、(4) ①、(5) ①、(6) ①、(7) ①及び④の認定等を受けていない企業を含む者においても、次に従い第一次審査資料を提出することができる。この場合、4. (2) ①から⑩まで、(3) ②から⑧まで（③を除く。）、(4) ③及び④、(5) ②から⑧まで（③を除く。）、(6) ②、(7) ②に掲げる要件を満たしており、かつ、4. (3) ①、(4) ①、(5) ①、(6) ①、(7) ①及び④の認定等を受けていない企業にあっては、

開札の時ににおいて当該企業が 4. (3) ①及び③、(4) ①及び②、(5) ①及び③、(6) ①及び③、(7) ①及び③並びに④に掲げる要件を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。

なお、期限までに第一次審査資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は本競争に参加することができない。

- ① 提出期間： 令和 5 年 2 月 3 日から令和 5 年 3 月 9 日までの土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。)) を除く毎日、10 時から 17 時まで。ただし、最終日の 3 月 9 日は 12 時までとする。
- ② 提出場所： 5. に同じ。
- ③ 提出方法： 提出場所に持参又は郵送（提出期限内必着、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）とする。

(2) 提出書類等は、【資料－ 4】「国立劇場再整備等事業 提出書類等の記載要領」（以下「記載要領」という。）及び様式集に従い作成すること。

(3) 競争参加資格の確認は、第一次審査資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和 5 年 3 月 24 日までに通知する。

(4) 競争参加資格確認後は、応募者の構成員又は協力企業の変更及び追加並びに携わる予定業務の変更は認めない。

ただし、やむを得ない事情が生じ、応募者の構成員又は協力企業を変更又は追加しようとする者にあつては、令和 5 年 5 月 31 日までに申請し、振興会に対して協議を求め、第二次審査資料の提出期限の日までに振興会の承諾を得るとともに、変更又は追加後において 4. に掲げる競争参加資格を有することが確認できる場合（当該変更又は追加しようとする企業が、4. (3) ①、(4) ①、(5) ①、(6) ①、(7) ①及び④の認定等を受けていない企業（当該認定等に係る申請を行ったことを確認できる企業に限る。）である場合は、当該企業が、4. (2) ①から⑩まで、(3) ②から⑧まで（③を除く。）、(4) ③及び④、(5) ②から⑧まで（③を除く。）、(6) ②、(7) ②に掲げる要件を満たしており、かつ、4 (3) ①、(4) ①、(5) ①、(6) ①、(7) ①及び④の認定等を受けていない企業にあつては、落札の時ににおいて当該企業が 4. (3) ①及び③、(4) ①及び②、(5) ①及び③、(6) ①及び③、(7) ①及び③並びに④に掲げる要件を満たしていることを条件とする。）に限り、応募者の構成員又は協力企業の変更及び追加並びに携わる予定業務の変更をすることができる。

また、応募者の構成員又は協力企業が指名停止を受けた場合の取扱いについては、「特定建設工事共同企業体の構成員の一部が指名停止措置を受けた場合の取扱について」（平成 18 年 6 月 13 日付け文教施設企画部施設企画課契約情報室長通知 18 施企第 7 号。以下「通知」という。）を準用し、通知中、2 (1)

の申請期限の特例については、令和5年5月31日までとする。

なお、この場合においては、速やかに構成員等変更届を記載要領に定めるところに従い提出すること。

(5) 提出された第一次審査資料が次のいずれかに該当する場合は、原則その第一次審査資料を無効とする。

- ① 第一次審査資料の全部又は一部が提出されていない場合
- ② 第一次審査資料と無関係な書類等である場合
- ③ 他の事業の第一次審査資料である場合
- ④ 白紙である場合
- ⑤ 本入札説明書に指示された項目を満たしていない場合
- ⑥ 発注者名に誤りがある場合
- ⑦ 発注案件名に誤りがある場合
- ⑧ 応募者名に誤りがある場合
- ⑨ その他未提出又は不備がある場合

(6) その他

- ① 第一次審査資料の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。
- ② 振興会は、提出された第一次審査資料を、競争参加資格の確認以外に応募者に無断で使用しない。
- ③ 応募者は、提出した第一次審査資料を、振興会の了解なく公表、使用してはならない。
- ④ 提出された第一次審査資料は、返却しない。
- ⑤ (4) ただし書きに該当する場合を除き、提出期限以降における第一次審査資料の差替え及び再提出は認めない。したがって、応募者は、記載要領を熟読し、脱漏・不備等がないよう特段の注意を払い、第一次審査資料を作成すること。
- ⑥ 第一次審査資料に関する問合せ先は5. に同じ。

7. 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、振興会に対して競争参加資格がないと認められた理由について、次に従い、書類等（様式は自由）により説明を求めることができる。

- ① 提出期間： 令和5年3月24日から令和5年4月4日までの休日を除く毎日、10時から17時まで。ただし、最終日の4月4日は12時までとする。
- ② 提出場所： 5. に同じ。
- ③ 提出方法： 6. (1) ③に同じ。

(2) 振興会は、説明を求められたとき、令和5年4月12日までに説明を求めた者に対し書類等により回答する。

8. 本入札説明書に対する第1回質問

(1) 第一次審査資料の作成に関する本入札説明書に対する質問（実施方針等に記載があつて本入札説明書に記載がない事項に関する質問を含む。）がある場合には、「質問書提出届」（様式1）及び「質問書」（様式2）により質問書を提出すること。

- ① 提出期間： 令和5年2月3日から令和5年2月15日までの休日を除く毎日、10時から17時まで。ただし、最終日の2月15日は12時までとする。
- ② 提出場所： 5. に同じ。
- ③ 提出方法： 質問書はMicrosoft Excel（Excel2016以上に対応した形式とする。）で作成した電子ファイルとし、当該電子ファイルを保存したCD-Rを郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）又は電子メールにより提出する（提出期間内に必着とする。）ものとし、電送（ファクシミリ）によるものは受け付けない。電子メールによる場合は、当該電子ファイルを電子メールに添付して提出すること。件名・題名には「【国立劇場再整備等事業】入札説明書質問（会社名）」とし、電子ファイルの名称は、当該電子ファイル名の最後に「（会社名）」を追記すること。なお、電子メールの送信先は次のとおりとし、独立行政法人日本芸術文化振興会国立劇場再整備担当室へ電話 03-3265-6319 により着信を確認すること。

メールアドレス ontr-nt@ntj.jac.go.jp

(2) 質問書の提出にあたっては、質問書に応募者名（応募者を構成する各企業名を含む。過去に受注した具体的な業務名、工事名、工法名、工法の詳細等の記載により、企業名が類推される場合も含む。）を記載しないこと。このような質問があつた場合には、その者の行った入札を無効とすることがある。

(3) (1) の質問に対する回答書は、次のとおり振興会のホームページ（URL：<https://www.ntj.jac.go.jp/about/procurement/redevelopment.html>）に掲載する。

回答予定日：令和5年3月1日

9. 本入札説明書に対する第2回質問

(1) 第一次審査資料の作成以外に関する本入札説明書に対する質問（実施方針等に記載があつて本入札説明書に記載がない事項に関する質問を含む。）がある場合には、「質問書提出届」（様式1）及び「質問書」（様式2）により質問書を提出すること。

- ① 提出期間： 令和5年2月3日から令和5年3月7日までの休日を除く毎日、10時から17時まで。ただし、最終日の3月7日は12時ま

でとする。

- ② 提出場所： 5. に同じ。
- ③ 提出方法： 8. (1) ③に同じ。

(2) 質問の提出にあたっては、8. (2) に同じ。

(3) (1) の質問に対する回答書は、次のとおり振興会のホームページ
(URL: <https://www.ntj.jac.go.jp/about/procurement/redevelopment.html>) に
掲載する。

回答公表予定日：令和5年3月31日

10. 本事業に係る資料の交付

入札公告時に公表する資料のほか、本事業に係る資料を希望する者に交付する。希望する者は本入札説明書と合わせて公表する「国立劇場再整備等事業に係る資料の交付」に記載の内容に従って資料の交付を受けること。

11. 入札書及び第二次審査資料の提出

一次審査通過者は、入札書、入札内訳書及び本事業に関する提案内容を記載した第二次審査資料（以下「入札書等」という。）を提出すること。

なお、以下の提出期間に入札書等を提出しない者は本競争に参加することができない。

- ① 提出期間： 令和5年6月5日から令和5年6月7日までの10時から17時まで。ただし、最終日となる6月7日は12時までとする。
- ② 提出場所： 5. に同じ。
- ③ 提出方法： 6. (1) ③に同じ。

12. 入札方法等

(1) 入札方法

- ① 一次審査通過者は、本入札説明書及び入札説明書に対する質問・回答を熟読し、【資料-7】「反社会的勢力排除に関する誓約事項」を承諾したうえで、入札書及び入札内訳書を提出しなければならない。
- ② 入札書及び入札内訳書は、入札公告に示した提出期限の日までに、提出しなければならない。入札公告に示した時刻までに到着しないものは無効とする。
- ③ 入札書及び入札内訳書は記載要領に従い作成し、二重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書し、中封筒に一次審査通過者の商号又は名称（一次審査通過者名及び代表企業の名称）、3. (1) の事業名及び開札日時を記載し、表封筒及び中封筒に各々封緘をして、5. に提出しなければならない。
- ④ 入札書及び内訳書を提出するにあたっては、振興会より競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを、表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れること。

- ⑤ 一次審査通過者は、代理人（一次審査通過者により完成された入札書及び入札内訳書を伝達する使者は含まない。）をして入札させるときは、その委任状を記載要領に従い作成し、④と同様に委任状を表封筒と入札書及び入札内訳書を入れた中封筒の間に入れること。
- ⑥ 一次審査通過者又は一次審査通過者の代理人は、当該入札に対する他の一次審査通過者の代理をすることができない。
- ⑥ 入札をした者は、その提出した入札書及び入札内訳書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

（２）入札参加の取りやめ

- ① 一次審査通過者は、入札書及び入札内訳書を提出するまでは、いつでも入札参加を取りやめることができる。予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者がいないときに再度の入札を行う場合も、また同様とする。

この場合、次に掲げるところにより、申し出るものとする。

 - ア 入札執行前にあっては、記載要領に定める「入札辞退届」を5.の場所に直接持参、又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る方法で、入札書提出日の前日までに到達するものに限る。）して行う。
 - イ 入札執行中にあっては、「入札辞退届」又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。
- ② 入札参加を取りやめた者は、これを理由として以後の入札参加等について不利益な取扱いを受けるものでない。

（３）公正な入札の確保

- ① 一次審査通過者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- ② 一次審査通過者は、入札にあたっては、他の一次審査通過者と入札意思、入札価格（入札保証金の金額を含む。）又は入札書及び入札内訳書、その他振興会に提出する書類の作成についていかなる相談も行ってはならず、独自に入札価格を定めなければならない。
- ③ 一次審査通過者は、落札者の選定前に、他の一次審査通過者に対して入札意思、入札価格（入札保証金の金額を含む。）又は入札書等を意図的に開示してはならない。

（４）入札の取りやめ等

一次審査通過者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該一次審査通過者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

（５）入札価格の記載

入札価格の算定方法については、【資料－1－3】「国立劇場再整備等事業 事業費の算定及び支払方法」（以下「算定及び支払方法」という。）を参照するこ

と。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とするので、一次審査通過者は、見積もった契約希望金額（消費税等を含む。）を入札書に記載すること。

(6) 再度入札

- ① 開札をした場合において、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者がいないときは、振興会が指定する日時において再度の入札を行う。ただし、再度の入札は原則として2回を限度とする。

13. 第二次審査資料等

- (1) 第二次審査資料は、記載要領に定めるところに従い作成すること。
(2) 第二次審査資料の作成及び提出に係る費用は、一次審査通過者の負担とする。
(3) 第二次審査資料の取扱い及び著作権

① 著作権等

提出書類の著作権は、当該提出書類を提出した一次審査通過者に帰属する。ただし、公表、展示その他、振興会が本事業に関して必要と認める範囲において、振興会はこれを無償で使用することができるものとする。

また、振興会は、提出書類を落札者の選定に関わる公表以外に入札参加者に無断で使用しない。なお、提出書類は一次審査通過者に返却しない。

② 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法、運営方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った一次審査通過者が負うものとする。

③ 資料の公開

振興会は、落札者の選定後、審査結果の公表の一環として、必要に応じて、一次審査通過者から提出された提出書類の一部を公開する場合がある。

なお、公開に際しては、提案した一次審査通過者のノウハウや手法を特定することができる等、公開されることにより著しく提案した一次審査通過者の権利が阻害されると認められる内容を除くものとし、詳細については一次審査通過者と協議する。

- (4) 振興会が提供する資料は、入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。
(5) 一次審査通過者は、提出した第二次審査資料を、振興会の了解なく公表、使用してはならない。
(6) 一次審査通過者一者につき一つの提案までとし、複数の提案を行うことはできない。
(7) 第二次審査資料提出後は、第二次審査資料の差替え及び再提出は認めない。
(8) 提出された第二次審査資料が次のいずれかに該当する場合は、原則その第二次審査資料を無効とする。
① 第二次審査資料の全部又は一部が提出されていない場合

- ② 第二次審査資料と無関係な書類である場合
- ③ 他の事業の資料である場合
- ④ 白紙である場合
- ⑤ 本入札説明書に指示された項目を満たしていない場合
- ⑥ 発注者名に誤りがある場合
- ⑦ 発注案件名に誤りがある場合
- ⑧ 一次審査通過者名に誤りがある場合
- ⑨ その他未提出又は不備がある場合

(9) 第二次審査資料に関する問合せ先は5. に同じ。

14. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
 - (2) 契約保証金 納付する。事業者は、施設整備業務の履行を確保するため、本施設の引渡日までを期間として、次の①から③のいずれかの方法による事業契約の保証を付すものとする。
 - ① 契約保証金の納付
 - ② 契約保証金に代わる有価証券その他の担保の提供
 - ア 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - a. 国債
 - b. 政府の保証のある債権
 - c. 地方債
 - d. 出納命令役が確実に認める社債
 - e. 銀行又は出納命令役が確実に認める金融機関が振出又は支払を保証した小切手
 - イ 債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、振興会が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証（事業契約締結の日から国立劇場の施設整備に係る施設の引渡しの日までを期間とすること。）
 - ③ 契約保証金の納付に代わる担保の提供
 - ア 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結（事業者を被保険者とし、事業契約締結の日から国立劇場の施設整備に係る施設の引渡しの日までを期間とすること。保険金請求権に、事業契約に定める違約金支払債務を被担保債権とする質権を振興会のために設定すること。）
- なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、本件工事費等に相当する合計額の10分の1以上とする。

15. 開札

- (1) 日 時：令和5年6月8日 10時30分
- (2) 場 所：〒102-8656 東京都千代田区隼町4-1

- (3) その他：一次審査通過者の代表企業又はその代理人は開札に原則として立ち会わなければならない。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて開札を行う。なお、開札において、入札金額の読上げ及び落札決定を行うものでない。

16. 入札の無効

(1) 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ① 入札公告に示した競争に参加する資格を有しない者のした入札
なお、振興会により競争参加資格のある旨確認された者であっても、入札書提出後より開札の時までに4.に掲げる資格を失ったもの、又は、開札の時において4.に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。
- ② 入札書の提出期限後に到達した入札
- ③ 委任状を提出しない代理人のした入札
- ④ 入札書に添付して提出することが求められている資料（以下「添付資料」という。）を提出しない者又は不備のある添付資料を提出した者のした入札
- ⑤ 第一次審査資料に記載された応募者の代表企業以外の者のした入札
- ⑥ 第一次審査資料、その他の一切の提出した書類に虚偽の記載をした者のした入札
- ⑦ 記名を欠く入札
- ⑧ 金額を訂正した入札
- ⑨ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ⑩ 明らかに談合によると認められる入札
- ⑪ 同一事項の入札について他の一次審査通過者の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- ⑫ その他入札に関する条件に違反した入札

(2) 開札後、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該者のした入札は無効として取り扱う。無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

- ① 配置予定の技術者等を配置することができなくなったとき（発注者が配置予定の技術者等の変更をやむを得ないとして承認した場合を除く。）
- ② 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があったとき

17. 入札書の取扱い

提出された入札書等は、開札前も含め返却しないこととする。一次審査通過者が連合し若しくは不穩の行動をなす等の情報があった場合又はそれを疑うに足りる事実を得た場合には、入札書等を公正取引委員会及び警察当局に提出する場合がある。

18. 落札者の選定方法等

(1) 落札者の選定方式

発注者は、価格及びその他の条件が最も有利な事業計画を提案した者を選定する総合評価落札方式により落札者を選定する。

なお、本事業は、「政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、政府調達に関する協定を改正する議定書（平成26年条約第4号）及び政府調達手続に関する運用指針について（平成26年3月31日関係省庁申し合わせ）」等に基づき実施される。

(2) 落札者の選定体制

振興会は、落札者の選定にあたり、PFI法第11条に定める客観的な評価を行うため、振興会に平成31年1月25日付けで設置した「国立劇場再整備等事業有識者委員会」（以下「有識者委員会」という。）において、一次審査通過者が提案する事業計画に対する評価についての調査審議を委ね、振興会は有識者委員会の調査審議結果を受けて、総合評価落札方式により落札者を選定する。

有識者委員会の委員構成は以下のとおり（50音順）。

- 委員長 根本 祐二（東洋大学大学院教授）
- 委員 伊香賀 俊治（慶應義塾大学理工学部システムデザイン工学科教授）
- 委員 小見 康夫（東京都市大学建築都市デザイン学部建築学科教授）
- 委員 香山 壽夫（東京大学名誉教授）
- 委員 佐藤 主光（一橋大学国際・公共政策大学院経済学研究科教授）
- 委員 難波 悠（東洋大学大学院経済学研究科公民連携専攻教授）

一次審査通過者やそれと同一と判断される団体等が、本事業の落札者の選定の公表までの間において、本事業に関して、委員に面談を求めたり、自社のPR資料を提出したりするなどによって、自社を有利に、又は他社を不利にするよう働きかけることを禁じる。また、有識者委員会の動向等について聴取することも禁じる。

これら禁止事項に抵触したと振興会及び有識者委員会が判断した場合には、当該一次審査通過者は本事業への入札参加資格を失う。

(3) 落札者の選定方法

振興会は、以下の手順により本事業の実施に携わる落札者を選定する。

① 第一次審査

第一次審査は、応募者が、本事業の実施に携わる者として適正な資格と必要な能力を備えていることを確認するものであり、本入札説明書に定める資格及び実績の有無について確認する。

振興会は、応募者が提出した第一次審査資料について、資料作成の不備の有無、入札説明書に示す競争参加資格要件の有無を確認し、資料作成の不備がある者及び競争参加資格がないと認められる者を欠格とする。

なお、第一次審査の結果は、第二次審査資料を提出できる有資格者を選定するものであり、第一次審査の結果は第二次審査に影響を与えない。

第一次審査を経て競争参加資格があると認められた者は、第二次審査資料を提出することができる。

② 開札

振興会は、一次審査通過者による入札価格と予定価格を比較し、入札価格が予定価格の範囲内にある提案について第二次審査を行う。

③ 第二次審査

第二次審査は、総合評価落札方式により落札者を選定するため、一次審査通過者のうち入札価格が予定価格の範囲内にある者の策定した事業計画の提案内容（以下「事業提案」という。）を評価するものであり、【資料－５】「国立劇場再整備等事業 事業者選定基準」（以下「選定基準」という。）に定める評価項目及び得点配分により評価する。

振興会は、一次審査通過者が提出した第二次審査資料について、資料作成の不備の有無を確認し、事業提案の評価についての調査審議を有識者委員会に委ねる。

振興会は、事業提案の評価に関する有識者委員会の調査審議結果の報告に基づき、資料作成の不備がある提案及び基礎点を得られない提案を欠格とする。

なお、審査過程において一次審査通過者のうち入札価格が予定価格の範囲内にある者にヒアリングを実施する。ヒアリングの日時は追って通知する。なお、ヒアリングに係る費用は、一次審査通過者の負担とする。

また、第二次審査資料提出後に項目別内訳の内容について説明を求める場合がある。項目別内訳の金額について、前掲 12.（５）の条件に違反することが明らかな場合には入札を無効とすることがある。

④ 総合評価

ア 一次審査通過者は入札書及び事業提案をもって入札し、入札価格が予定価格の範囲内である者のうち、イによって得られる基礎点と加算点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

イ 一次審査通過者が策定した事業提案を入札説明書に添付する選定基準に基づき審査する。ただし、第二次審査資料に要求範囲外の事業提案が記載されていた場合、その部分は採点の対象としない。

a. 事業提案が【資料－２】「業務要求水準書」に定める要求水準をすべて

充足しているかについて審査を行い、審査結果において事業提案がすべての要求水準を充足している場合は適格とし、一項目でも充足しない若しくは記載のない場合は欠格とする。

なお、適格者については、基礎点を付与する。

b. 事業提案のうち選定基準に定める評価項目（加算点項目）について、その提案が優れていると認められるものについては、その程度に応じて加算点を付与する。

ウ アにおいて、落札となるべき最も高い評価値の入札をした者が二者以上の場合、下記 a) から d) の加算点の順で落札者を決定する。それでも、特定できない場合は、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。くじの日時及び場所については、振興会から電話等により指示する。

a) 加算点全体の合計

b) 施設整備業務に関する加算点の合計

c) 経営管理に関する加算点の合計

d) 維持管理・運営に関する加算点の合計

⑤ 入札結果の公表

入札結果は、落札者の選定後速やかに一次審査通過者のうち入札価格が予定価格の範囲内にある者に対して通知するとともに、掲示及び振興会のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

なお、P F I 法第 11 条に規定する客観的評価については、振興会が選定された落札者と基本協定を締結した後に公表する。

19. 基本協定の締結

落札者は、落札決定の翌日から起算し原則として 7 日以内（休日を含まない。）に、振興会を相手方として、【資料－ 6】「国立劇場再整備等事業 基本協定書(案)」(以下「基本協定書(案)」という。)により、基本協定を締結しなければならない。落札者が期間内に基本協定を締結しないときは、落札は、その効力を失う。ただし、振興会の書類等による承諾を得て、この期間を延長することができる。

20. 事業者の設立等

落札者は、本事業を実施するため、事業者を事業契約締結時まで設立するとともに、落札者又は落札者たるグループの全構成員（以下「落札者等」という。）は、事業者に対して出資すること。

なお、落札者等の事業者に対する出資に関する詳細については、基本協定書(案)を参照すること。

21. 事業契約の締結

(1) 契約書作成の可否等

【資料－ 1】「事業契約書(案)」により作成すること。

(2) 事業契約の締結

事業者は、落札決定の翌日から起算して原則として 60 日以内（休日を含まない。）に、振興会を相手方として、事業契約を締結しなければならない。ただし、振興会の書類等による承諾を得て、この期間を延長することができる。

事業契約の証として事業契約書 2 通を作成し、そのうち 1 通に事業者の負担で収入印紙を貼り付け、当事者記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。事業契約書には、事業契約書別紙のほか、事業契約に関連するすべての書類等を添付する。事業契約にかかる書類等の一切は、事業者が用意すること。

(3) 契約金額

契約金額は、落札者が入札書に記載した金額とする。

(4) 事業の実施に係る財産貸付契約の締結等

事業者は、事業契約書の定めるところにより、振興会を相手方として次に掲げる振興会所有財産の貸付契約等を締結しなければならない。

- ・付帯事業の実施にかかる定期借地権設定契約

22. 技術者の変更について

(1) 設計企業における技術者の変更

第一次審査資料に記載した管理技術者及び各分担業務分野の主任担当技術者は、設計業務が完了するまでの間、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職、出産、育児、介護等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、4.(3)⑧に掲げる基準を満たし、かつ、当初の配置予定技術者と同等以上の技術者であるとの振興会の了解を得なければならない。

(2) 建設企業における技術者の変更

第一次審査資料に記載した監理技術者及び主任担当技術者は、本施設の引渡し完了までの間（各工区、各工事種別、各工事種目を分離して工事を分担する場合には、当該部分に限る。）、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職、出産、育児、介護等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、4.(4)④に掲げる基準を満たし、かつ、当初の配置予定技術者と同等以上の技術者であるとの振興会の了解を得なければならない。

(3) 工事監理企業における技術者の変更

第一次審査資料に記載した管理技術者及び各分担業務分野の主任担当技術者は、本施設の引渡し完了までの間、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職、出産、育児、介護等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、4.(5)⑧に掲げる基準を満たし、かつ、当初の配置予定技術者と同等以上の技術者であるとの振興会の了解を得なければならない。

23. 手続における交渉の有無

無。

24. 支払条件

【資料－1－3】「事業費の算定及び支払方法」を参照すること。

25. 建設工事保険等付保の要否

【資料－１－１】「事業者等が付す保険等」を参照すること。

26. 本事業に係る業務以外で、本事業に直接関連する業務に関する他の契約を本事業の契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無

無。

27. 株式会社民間資金等活用事業推進機構の出融資の取扱いについて

本事業は、株式会社民間資金等活用事業推進機構の出融資の対象事業であり、入札参加者は自らの責任において当該出融資を利用することを前提として提案（応募）することができる。

なお、本規定は株式会社民間資金等活用事業推進機構の出融資を確約するものではなく、同機構の出融資の詳細、条件等については、入札参加者が直接同社に問合せを行うこと。

（連絡先） 株式会社民間資金等活用事業推進機構

TEL : 03-6256-0071（代）

28. 苦情申立て

本手続における競争参加資格の確認その他の手続に関し、「政府調達に関する苦情の処理手続」（平成7年12月14日付け政府調達苦情処理推進本部決定）により、政府調達苦情検討委員会（連絡先：内閣府政府調達苦情処理対策室 内政府調達苦情検討委員会事務局、電話03-5253-2111（内線32224））に対して苦情を申し立てることができる。

29. 関連情報を入手するための照会窓口

5. に同じ。

30. その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 一次審査通過者は、本入札説明書を熟読し、かつ、遵守すること。
- (3) 入札をした者は、入札後、本入札説明書についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (4) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止措置を行うことがある。
- (5) 本入札説明書を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。また、本入札説明書を振興会の了解なく公表、使用してはならない。
- (6) 事業提案については、その後の他の事業において、その内容が一般的に適用される状態になった場合には、無償で使用できるものとする。ただし、事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある提案についてはこの限りでない。
- (7) 事業提案を認めることにより、事業者の責任が軽減されるものでない。

- (8) 事業提案が履行できなかった場合で、再度施工が困難あるいは合理的でない場合は、契約金額の減額、損害賠償等を行う。
- (9) この一般競争を行う場合において了知し遵守すべき事項は、【参考資料－1】「独立行政法人日本芸術文化振興会競争入札参加注意書について（抜粋）」（以下「注意書」という。）による。なお、本入札説明書と注意書の記載内容に矛盾又は相違がある場合には、本入札説明書を優先して適用する。

31. 添付資料

本入札説明書の添付資料は次のとおりである。

- 資料－1 事業契約書（案）
- 資料－1－1 事業者等が付す保険等
- 資料－1－2 業績等の監視及び改善要求措置要領
- 資料－1－3 事業費の算定及び支払方法
- 資料－1－4 定期借地権設定契約書（案）
- 資料－2 業務要求水準書
- 資料－3 付帯事業の実施条件
- 資料－4 提出書類等の記載要領
- 資料－4－1 様式集
- 資料－5 事業者選定基準
- 資料－6 基本協定書（案）
- 資料－7 反社会的勢力排除に関する誓約事項
- 資料－8 国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）入札説明書に関する第1回～第3回質問回答（抜粋版）

32. 入札参考資料

本入札説明書の参考資料は次のとおりである。

- 参考資料－1 独立行政法人日本芸術文化振興会 競争入札参加者注意書について（抜粋）
- 参考資料－2 国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）入札説明書・同添付資料等からの変更一覧表